

国民健康保険からのお知らせ



加入・離脱の届出を忘れずに

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険(国保)の加入や離脱には届出が必要です。(※別表参照)

●国保に加入するとき

職場の健康保険などの加入者が退職したり、扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保に加入するときは、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。

●国保を離脱するとき

就職などで職場の健康保険などに加入したときや、その扶養家族になったときなどは国保の離脱手続きが必要です。手続きの際は、職場で交付された保険証を必ずご持参ください。

●届出が遅れると

加入の届出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。また逆に、離脱の届出が遅れると本来納める必要のない国保税が課税され続けてしまう場合がありますので、**忘れずに届出をお願いします。**

別表

国民健康保険の加入・離脱の届出		
届出が必要なとき	手続きに必要な物	
加 入	他の市町村から転入してきた	印かん
	子どもが生まれた	印かん
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印かん、社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
離 脱	外国人住民で住民票が作成された(在留期間が3ヶ月を超えるなど)。	印かん、特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
	他の市町村に転出する	印かん、保険証
	死亡した	印かん、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
そ の 他	生活保護を受けるようになった	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印かん、保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、本町の保険証が必要	印かん、保険証、在学証明書か学生証の写し

★届出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーカードなど個人番号の分かるものと来庁される人の本人確認書類(運転免許証など)もお持ちください。

国保の手続きにはマイナンバーが必要です

国民健康保険の加入・離脱を始め、平成28年1月からのマイナンバー(個人番号)利用に伴い、国民健康保険の各種手続きで、マイナンバーの記載が必要になります。

●マイナンバーが必要な主な手続き

- 国民健康保険の加入・離脱の届出
- 保険証の再交付申請
- 限度額認定証の交付申請
- 高額療養費の支給申請
- 療養費の支給申請
- など

●必要となるマイナンバー

国保の各種届出・申請には、**世帯主および対象者(異動する人や医療を受けた人など) 全員のマイナンバー**の記載が必要になります。

届出・申請の際に 持参するもの

- * 必要書類(詳細については問合せいただくか、町ホームページをご覧ください)
- * 世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- * 来庁者の本人確認書類(運転免許証など)



入院時の食事代が変わります

入院時の食事代は、食事療養にかかる費用の額から、標準負担額(自己負担分)を引いた額を入院時食事療養費として国保が負担します。

平成28年4月から、一般の世帯の標準負担額が引き上げられます。(※ただし、住民税非課税世帯、指定難病および小児慢性特定疾病児童等の標準負担額は据え置き)

なお、町の国民健康保険以外の保険に加入している人は、勤務先の健康保険組合などにお問合せください。

所得区分	平成28年 3月まで	平成28年 4月から
	標準負担額	
①一般(下記以外)	260円	360円
②住民税非課税世帯(同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税の人)	90日までの入院 過去12ヶ月間で91日以上 の入院	210円 160円
③住民税非課税世帯で、収入から必要経費・控除を差引くと所得が0円となる世帯に属する70歳以上の入		100円

※②又は③に該当する方は、役場窓口で「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、表に記載されている標準負担額に減額されます。

▶ 問合せ先 健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)

4月1日から

高齢福祉室とこども福祉室が新設されました

4月1日から、健康福祉課福祉室が組織の一部見直しを行い、高齢福祉室・こども福祉室に分かれました。

これに伴い、室名・業務内容・直通電話番号が変更になりましたのでお知らせします。

【旧】健康福祉課 福祉室

☎26・2247(直通)

【新】

*健康福祉課 高齢福祉室

(社会福祉、高齢者福祉、介護保険、人権擁護など)

☎26・2247(直通)

*健康福祉課 こども福祉室

(児童福祉、児童保育など)

☎26・2248(直通)

高齢者向けに新設されました

年金生活者等支援臨時福祉給付金

所得の少ない高齢者を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

▼対象者

平成27年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成27年度の臨時福祉給付金対象者(平成27年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人など)のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

▼支給額

支給対象者一人につき3万円

▼申請方法

対象者と思われる人には、4月下旬頃申請書を送付します。郵送または健康福祉課高齢福祉室窓口まで持参してください。

▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎26・2247(直通)

回数券やカードの購入がお得に

バス料金の敬老割引

バス利用の促進と高齢者福祉の向上を図るため、バス料金の敬老割引を実施しています。これを利用すると、回数券などの割引と合わせて、3割程度安くなります。

65歳以上の人が、バスの回数券やバスカードを購入する際の金額は表のとおりです。

▼対象者

吉岡町に住所を有する65歳以上の

▼利用できるバス会社

(株)群馬バス・関越交通(株)・日本中央バス(株)



▼販売場所

各バス会社営業所委託販売店

▼購入に必要なもの

住所、氏名、生年月日が確認出来る保険証や年金手帳など

⚠️ 利用できる地域は、乗降場所の両方または、いずれか一方が吉岡町である場合に限ります。乗降場所が吉岡町でない場合は、対象となりません。

券およびカードの種類	販売価格	利用可能額	割引率
2,000円	1,500円	2,200円	31.8%
3,000円	2,250円	3,400円	33.8%
5,000円	3,750円	5,800円	35.3%

問合せ先

(株)群馬バス
関越交通(株)
日本中央バス(株)

☎027-371-8588

☎0279-22-2020

☎027-287-4422

今月の納税

固定資産税……………1期

納期限5月2日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

第3回前橋・渋川シティマラソンに伴う交通規制

実施に伴い、町の一部区間で交通規制が行われます。

▶実施日 4月17日(日)

▶規制区間・予定時刻

【県道南新井前橋線 上毛大橋東詰～大松】

片側一車線規制(西進) 7時45分～9時頃

【主要地方道前橋伊香保線 大松～日新電機南西】

片側一車線規制(南進) 8時～9時15分頃

※その他の区間及び詳細についてはURL <http://maeshibu.jp>

▶問合せ先 前橋・渋川シティマラソン実行委員会事務局

☎027-898-5834



許可書交付	申請期間	
	農業委員会開催日	申請月20日頃
第4条・5条申請	毎月23日	毎月6日～10日
第3条申請	申請月25日頃	毎月21日～25日

変更前

4月から変更させていただきます。ご理解をお願いいたします。

▼問合せ先

農業委員会事務局

☎26・2280(直通)

申請翌々月5日頃	毎月10日	毎月21日～25日
申請翌月12日頃	毎月10日	毎月21日～25日

変更後

農業委員会からのお知らせ
農地法許可申請書受付期間などを変更します

タクシー以外で通院できない人へ

福祉タクシー券を交付しています

町では、在宅高齢者や障がい者で、タクシー以外で医療機関に通院することが困難な人に、「基本料金分のタクシー利用券」を交付しています。希望する人は申請してください。

▼対象となる人

満70歳以上の高齢者のみの世帯員、身体障害者手帳1・2級、療育手帳程度A・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

※町に1年以上住所がある在宅の人にかぎります。

※自動車税や軽自動車税の減免を受けている者が世帯にいる人、生活保護者は対象外です。

4月17日(日)は営業時間を変更します

リバートピア吉岡・物産館かざぐるま

かざぐるま…午前11時～午後7時

前橋・渋川シティーマラソンの開催により、リバートピア吉岡と物産館かざぐるまの当日の営業時間を変更します。

▼マラソン開催日 4月17日(日)

▼営業時間 リバートピア吉岡：正午～午後9時、物産館

▼問合せ先

☎55・4126

物産館かざぐるま

☎25・7534

▼交付枚数

申請世帯に対し、年間48枚(月4枚)

▼申請

手帳、印鑑を持参して健康福祉課高齢福祉室へお越しください。申請書が用意してあります。審査の上、交付します。※本人や家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

